

資料2

平成27年(行ウ)第2号 年金額減額処分取消請求事件

原告 増田 修治 ほか2.3名

被告 国 (処分行政庁 厚生労働大臣)



移送申立書

平成27年5月21日

鳥取地方裁判所民事部 御中

申立人(被告)指定代理人

〒680-0011

鳥取市東町二丁目302番地

鳥取地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 0857-22-2294)

(FAX 0857-29-2554)

上席訟務官 小 西 真 弓

訟 務 官 楠 博 文

訟 務 官 森 田 直 樹



〒100-8916

東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省年金局年金課

課 長 楠 佐 岡 野 和 薫

課 長 楠 佐 島 谷 和 孝



課長補佐	石	毛	雅	之	
年金制度企画専門官	内	海	淳	二	
企画法令第1係長	中		利	也	
企画法令第2係長	伊	藤	憲	昭	
企画法令第3係長	渡	邊	憲	一郎	
企画法令第4係長	八	巻	純	一	
主査	篠	出	豊		
主査	最	上	亮		
主査	林		徹		
係員	谷	口	智	也	

〒100-8916

東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省年金局事業管理課給付事業室

室長補佐	佐	藤	謙	一	
室長補佐	佐	久間	裕	樹	
年金審査専門官	小	杉	光	憲	
年金審査専門官	畑	中	正	視	
年金審査専門官	松	永	潔	文	

年金審査専門官

服 部 順 一



年金審査係長

宮 曾 根 史 生



第1 申立ての趣旨

本件訴訟から原告山内巖及び原告山内夫佐江（以下「原告山内ら2名」という。）に係る部分を分離した上、原告増田修治、原告大土昭、原告岩崎利子、原告松原光男、原告松原逸子、原告立林央士、原告仁志中、原告仁志澄子、原告澁谷健治、原告澁谷明美、原告前田卓也、原告大土静恵、原告市谷貴志子、原告平尾修、原告市谷尚三、原告石井安子、原告平山正美、原告濱田米子、原告山本昭義、原告太田健一、原告横山精一郎及び原告錦織孝（以下「原告増田ら22名」という。）に係る本件訴訟を広島地方裁判所に移送する。

第2 申立ての理由

1 事案の概要等

本件は、原告らが、平成11年から13年までの物価下落時に、年金の支給額を据え置いたことに起因するいわゆる特例水準の解消について定めた「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号、以下「平成24年改正法」という。）及び平成24年改正法の規定に基づき平成25年10月以降の具体的な年金額について定めた「平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（平成25年政令第262号、以下「平成25年改正政令」という。）に基づいて、厚生労働大臣から平成25年10月からの国民年金・厚生年金保険の年金額を改定する処分（以下「本件処分」という。）を受けたとして、本件処分は憲法25条、13条及び29条に違反し、また、裁量権の範囲を逸脱した違法があるなどと主張して、被告に対し、その取消しを求める事案である。

本件訴訟は、上記のとおり、厚生労働大臣による本件処分の取消しを求める

ものであり、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条2項に規定する処分の取消しの訴えと解される。

2 本件訴訟は御庁の管轄に属しないこと

以下、原告増田ら22名に係る本件訴訟について、本件訴訟は御庁の管轄に属しないことを明らかにする。

(1) 行訴法12条1項及び同4項に基づく裁判所の管轄について

行訴法12条1項は、「取消訴訟（引用考法：処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（行訴法9条1項））は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。」と規定し、同条4項は、「国又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。」と規定している。

本件訴訟における被告の普通裁判籍及び処分行政庁である厚生労働大臣の所在地はいずれも東京都千代田区であるから、行訴法12条1項によれば、本件訴訟を管轄する裁判所は、東京地方裁判所である。

また、鳥取県に住所を有する原告増田ら22名の普通裁判籍を管轄する高等裁判所は広島高等裁判所であり、その所在地を管轄する地方裁判所は広島地方裁判所であるから、行訴法12条4項によれば、本件訴訟を管轄する裁判所は、広島地方裁判所である。

(2) 行訴法12条3項に基づく裁判所の管轄について

ア、以上に対し、原告増田ら22名は、日本年金機構（以下「機構」という。）鳥取年金事務所又は機構鳥取事務センターは、行訴法12条3項の「事案の処理に当たった下級行政機関」に当たるとして、御庁に管轄があると主張している。

イ この点、行訴法12条3項は、「取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し
事案の処理に当たった下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起すること
ができる。」と規定している。ここでいう「事案の処理に当たった下級行
政機関」とは、当該処分に関し、事案の処理そのものに実質的に関与した
下級行政庁であり（最高裁平成18年2月27日第三小法廷決定・民集5
5巻1号149ページ）、「処分行政庁を補助して処分に関わる事務を行っ
た組織は、それが行政組織法上の行政機関ではなく、法令に基づき処分行
政庁の監督の下で所定の事務を行う特殊法人等又はその下部組織であって
も、法令に基づき当該特殊法人が委任又は委託を受けた当該処分に関わる
事務につき処分行政庁を補助してこれを行う機関であるといえる場合にお
いて、当該処分に関し事案の処理そのものに実質的に関与したと評価する
ことができるときは、同項にいう『事案の処理に当たった下級行政機関』
に該当するものと解するのが相当である。」（最高裁平成26年9月25
日第一小法廷決定・民集68巻7号781ページ参照）とされている。

これを本件についてみると、機構は、国家行政組織法上も厚生労働省設
置法上も、厚生労働大臣の下部組織とはされていないものの、厚生労働大
臣から委託を受けて年金の裁定や支給等の事務を行うことが予定されてお
り（国民年金法109条の10、厚生年金保険法100条の10）、これ
らの事務への関与状況によっては、機構又はその下部組織である年金事務
所又は年金事務センターが厚生労働大臣が行う国民年金法又は厚生年金保
険法に基づく処分について「事案の処理に当たった下級行政機関」に該当
する場合もあり得る。

しかしながら、本件処分は、上記1で述べたとおり、平成24年改正法
及び平成25年改正政令の規定に基づき、厚生労働大臣の権限に基づいて
一斉に行われた国民年金法及び厚生年金保険法の年金額の改定の処分であ
り、このような本件処分の性質上、受給権者から何らかの届出がなされる

ことは予定されておらず、当然のことながら、機構の下部機関である年金事務所や事務センターがその事務に関与することは予定されていない。実際の年金額の改定に関する事務についてみても、機構は、厚生労働大臣から委託を受け、東京都杉並区に所在する機構本部において、①国が保有する社会保険オンラインシステムのプログラムを平成24年改正法及び平成25年改正政令に従い修正し、②同システムを運用することによって全年金受給権者の年金額の改定処分の通知に必要な処理を行い、③改定通知書の作成及び発送を行うにすぎない（国民年金法74条2項、3項、同法109条の10第1項42号、同法施行規則116条4号、同規則65条1項、厚生年金保険法79条2項、3項、同法100条の10第1項39号、同法施行規則111条4号、同規則82条1項。本件処分に係る年金額改定通知書が機構本部によって作成、発送されたことにつき、疎乙第1号証参照）。すなわち、本件処分の実質的な判断は、平成24年改正法の立法及び平成25年改正政令の制定によってなされているのであって、上記①ないし④のような一連の事務処理手続において、機構が個々の改定処分の内容を審査、判断することは予定されていないし、そのような事実もない。このように、機構並びに年金事務所及び年金事務センターは、いずれも、本件処分において、事案の処理そのものに実質的に関与したと評価することはできないから、本件処分に関する「事案の処理に当たった下級行政機関」ということはできず、行訴法12条3項を適用する余地はない。

また、仮に、上記①ないし④の作業を行ったことをもって、機構が、事案の処理そのものに実質的に関与したと評価する余地があったとしても、上記のとおり、これらの作業はいずれも機構本部において行われており、機構鳥取年金事務所及び機構鳥取年金事務センターは何ら関わっていない。

したがって、仮に、本件処分に関し、「事案の処理に当たった下級行政機

関」が存在するとしても、それは、機構鳥取年金事務所や機構鳥取年金事務センターではなく、機構本部である。その所在地（東京都杉並区）を管轄する裁判所は東京地方裁判所であり、御庁ではない。

ウ なお、原告増田ら22名は、社会保険審査会の裁決書に添付された、同会委員長名義の「裁決書謄本の送付について」と題する書面（甲第1号証の16の1）に、「国を被告として…お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載されていることを根拠として、鳥取県内に居住する者の「お住まいの地域の地方裁判所」は、御庁以外に考えられないから、上記委員長自身、鳥取市内にある機構鳥取年金事務所又は機構鳥取事務センターが行訴法12条3項の「事案の処理にあつた下級行政機関」であることを自認していると主張する。

しかしながら、上記の記載は、処分行政庁である厚生労働大臣ではなく、これとは異なる独立した機関である社会保険審査会ないし同会委員長が記載したものであって、同記載に処分行政庁である厚生労働大臣が拘束される理由はないし、同記載によって処分行政庁の行った本件処分に係る管轄が左右されると解すべき法的根拠もない。したがって、原告増田ら22名の上記主張は失当といわざるを得ない。

3. 原告山内ら2名の訴えは被告を誤っていること

原告らのうち、原告山内巖については市町村職員共済組合の退職年金、原告山内夫佐江については市町村職員共済組合の障害年金の受給権者であると思われるところ、当該年金の改定の処分は、全国市町村職員共済組合連合会理事長が行った処分であり、厚生労働大臣が行った処分ではない。

したがって、原告山内ら2名による国を被告として年金の改定の処分の取消しを求める訴えは、被告を誤るものであり不適法である。

なお、仮に、原告山内ら2名が、国民年金又は厚生年金保険の受給権者であることが判明した場合は、迫って移送の申立てをする予定である。

第3 結論

以上のとおりであるから、本件訴訟から原告山内ら2名に係る部分を分離した上、原告増田ら22名に係る本件訴訟は、御庁の管轄に属しないものであるから、本件に現れた全事情に鑑み、行訴法7条及び民訴法16条1項に基づき、原告増田ら22名に係る本件訴訟を広島地方裁判所に移送することを申し立てる。

疎明方法

疎乙第1号証 年金額改定通知書等ひな形

添付書類

疎乙第1号証の写し	1通
指定書	2通